

委員会提出議案第2号

加西市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

別紙、「加西市議会委員会条例の一部を改正する条例」を議決されたく、加西市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年3月25日提出

加西市議会議長 丸岡弘満様

提出者 加西市議会運営委員長 土本昌幸

## 加西市議会委員会条例の一部を改正する条例

加西市議会委員会条例（昭和42年加西市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「2年」を「、2年」に改める。

第4条第3項中「特別委員、特別委員会」を「特別委員は、特別委員会」に改める。

第5条第1項中「会議にはかつて」を削り、同条第3項中「会議にはかり」を削り、同条第4項中「第3条第2項（常任委員の任期）」を「第3条（（常任委員の任期））第2項」に改める。

第8条の見出し中「議事整理」を「議事整理権」に改める。

第11条の見出し中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改め、同条中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に、「議会の許可」を「議長の許可」に改める。

第12条第2項中「もの」を「者」に、「委員会」を「、委員会」に改める。

第12条の2第1項中「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害の発生等」を「大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延」に改め、同項ただし書中「第17条」を「第17条（（秘密会））第1項」に改め、同条第3項中「出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する」を「出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす」に改める。

第13条ただし書中「（委員長及び委員の除斥）」を「（（委員長及び委員の除斥））」に、「除斥のために」を「除斥のため」に、「この限り」を「、この限り」に改める。

第15条第1項中「兄弟、姉妹」を「兄弟姉妹」に改め、同項ただし書中「会議に出席して発言する」を「、会議に出席し、発言する」に改め、同条第2項を削る。

第17条に次の1項を加える。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会に諮って決める。

第18条第1項中「市長」を「、市長」に、「、その他」を「その他」に、「説明」を「、説明」に改め、同条第2項中「者は、オンラインによる方法で出席する」を「者がオンラインによる方法で説明する」に改め、「経て」の右に「、委員会にその旨を」を加える。

第20条第1項中「会議規則」を「、加西市議会会議規則（令和7年加西市議会規則第 号。以下「会議規則」という。）」に、「みだす」を「乱す」に改め、「これを」を「、これを」に改め、同条第2項中「当日」を「、当日」に、「終る」を「終わる」に改め、同条第3項中「委員会を閉じ」を「、委員会を閉じ」に改める。

第21条第2項中「聞こうと」を「聴こうと」に、「事項」を「事件」に改める。

第22条の見出し中「公述の希望者」を「意見を述べようとする者の申出」に改め、同条中「文書」を「、文書」に、「事件」を「案件」に、「その委員会」を「、その委員会」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条（（代理人又は文書等による意見の陳述））において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第23条第1項中「聞こうと」を「聴こうと」に、「本人」を「、本人」に改め、同条第2項中「賛成者」を「、賛成者」に、「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条第3項中「で公聴会に出席することができる」を「により公聴会で意見を述べるができる」に改める。

第24条第1項中「得てしなければならない」を「得なければならない」に改め、同条第2項中「前項」を「公述人」に、「聞こうと」を「聴こうと」に改め、同条第3項中「退場」を「又は退席」に改める。

第26条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条第1項中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同項ただし書中「この限り」を「、この限り」に改め、同条第2項を削る。

第26条の2第1項中「参考人」を「、参考人」に改め、同条第2項中「聞こうと」を「聴こうと」に改め、同条第3項中「で委員会に出席することができる」を「により委員会で意見を述べるができる」に改め、同条第4項中「（公述人の発言）」を「（（公述人の発言））」に、「（委員と公述人の質疑）」を「（（委員と公述人の質疑））」に、「（代理人又は文書による意見の陳述）」を「（（代理人又は文書等による意見の陳述））」に改める。

第27条第1項中「調整」を「作成」に、「記名押印」を「押印」に改め、同条第2項中「議長」を「、議長」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正)

- 2 議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成30年加西市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号ただし書中「加西市議会会議規則（昭和50年加西市議会規則第1号）」を「加西市議会会議規則（令和7年加西市議会規則第 号）」に改める。